

平成24年5月10日

平成24年第2回岬町議会臨時会

第1日会議録

平成24年第2回(5月)岬町議会臨時会第1日会議録

○平成24年5月10日(木)午前10時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり14名であります。

1番 川 端 啓 子	2番 鍛 冶 末 雄	3番 奥 野 学
5番 出 口 実	6番 竹 内 邦 博	7番 小 川 日出夫
8番 竹 原 伸 晃	9番 田 島 乾 正	10番 中 原 晶
11番 道 工 晴 久	12番 豊 国 秀 行	13番 和 田 勝 弘
14番 辻 下 正 純	15番 反 保 多喜男	

欠席議員 な し

欠 員 な し

傍 聴 な し

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田 代 堯	総務部理事兼財政改革部理事兼まちづくり戦略室理事	村 上 正 樹
副 町 長 中 口 守 可	まちづくり戦略室理事兼秘書調整担当課長	保 井 太 郎
教 育 長 笠 間 光 弘	総 務 部 理 事 兼 総 務 課 長	中 田 道 徳
まちづくり戦略室長 南 康 明	財政改革部理事兼行革推進課長	四至本 直 秀
総務部長兼財政改革部長 白 井 保 二	都市整備部理事	梶 本 光 廣
しあわせ創造部長 古 橋 重 和	都市整備部理事	吉 田 一 人

(二国推進)

都市整備部長 末原光喜

教委事務局理事 一本稔明

教育次長 古谷清

税務課長 阪本隆
兼行革推進課長

水道事業理事 岡本茂

危機管理監 谷下泰久

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 大山鐵男

議会事務局主幹 増田明

○会 期

平成24年5月10日から11日(2日間)

○会議録署名議員

3番 奥野学 5番 出口実

議事日程

日程1	会議録署名議員の指名
日程2	会期の決定
日程3 議案第30号	専決処分の承認を求める件(岬町税条例の一部改正)
日程4	議長辞職の件
日程5 選挙第1号	議長の選挙
日程6	副議長辞職の件
日程7 選挙第2号	副議長の選挙
日程8 選任第1号	常任委員会員の選任
日程9 選任第2号	議会運営委員会員の選任
日程10 選任第3号	特別委員会委員の選任

日程11	推せん第1号	農業委員会委員の推せん
日程12	選挙第3号	阪南岬消防組合議会議員の選挙
日程13	議案第31号	監査委員の選任について同意を求める件
日程14		総務文教委員会の閉会中の所管事務調査について
日程15		厚生委員会の閉会中の所管事務調査について
日程16		事業委員会の閉会中の所管事務調査について
日程17		議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

(午前10時00分 開会)

○川端啓子議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成24年第2回岬町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの時刻は、午前10時ちょうどです。

本日の出席議員は14名、全員出席です。

定足数に達しておりますので、本臨時会は成立いたしました。

本臨時会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○川端啓子議長 日程1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員を、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。3番奥野 学さん、5番出口 実さん、以上の2名の方をお願いいたします。

○川端啓子議長 日程2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日5月10日から11日までの2日間をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日5月10日から11日までの2日間に決定いたしました。

それでは、本臨時会の開会にあたり、町長からあいさつを求められておりますので、これを許可いたします。

町長、田代 堯さん。

○田代町長 おはようございます。町長の田代でございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、岬町議会臨時会の開催にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

まずもって、異常気象によって発生した竜巻、落雷により被災をされた方々に対しまして心からお見舞いを申し上げます。

さて、今年も過ごしやすい行楽シーズンを迎えました。私たちのまちへも風光明媚で豊かな自然に恵まれたレジャースポットを求めて、ゴールデンウィークには家族連れが海辺や里山でレクリエーションを楽しんでおられる光景がございました。住民の皆様にとりましてこの季節、さ

わやかな風に吹かれて街中を散策するのも大変爽快な気分になると思います。

そして、これから夏を迎えることとなりますが、去年は猛暑でございました。時節柄、今後の電力の需要が注目されております。電力につきましては、関西電力から本町の「多奈川第二発電所再稼働等に関する要望」に対してご回答をいただきました。

既に、テレビ、新聞でも報道されておりますが、その概要につきましては、現在、休止中の多奈川第二発電所の再稼働については、発電設備を自然保管しており、中長期的な見通しが必要であるとのこととあります。岬町としましても、住民の皆様への生活への安心、企業の経済活動のためには電力の安定供給が極めて重要であると考えております。

先日、食の博覧会の大会会場におきまして、大阪府の小河副知事から関西電力の八木社長をお引き合わせいただき、多奈川第二発電所の再稼働に向けて再度お願いをいたしました。また、松井知事、橋下市長ともお会いをしたところとあります。今後も皆様のご協力をいただきながら、引き続き関西電力に対し、多奈川第二発電所の再稼働を要望してまいりたいと思っている所存でございます。

また、多目的公園における企業誘致におきましては、既に太陽光発電の株式会社ユーラスエナジーホールディングスと進出基本協定を締結しておりますが、このたびシャープ株式会社につきましても進出候補事業者となりましたので、本町がエネルギー・ミックスの地域として貢献できる環境が整いつつあります。

今後におきましても、わたくし自らが先頭に立ち、トップセールスで電力をはじめとする地域再生の課題に取り組んでまいりますので、議会の皆様におかれましては、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、今臨時会には専決処分の承認を求める件及び監査委員の選任について同意を求める件を上程しておりますので、何とぞよろしくご審議をお願い申し上げまして、簡単でございますが、開会のあいさつにかえさせていただきます。

本日はまことにありがとうございます。よろしくお願いいいたします。

○川端啓子議長 町長のあいさつが終わりました。

○川端啓子議長 日程3、議案第30号「専決処分の承認を求める件（岬町税条例の一部改正）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。財政改革部長、白井保二さん。

○白井財政改革部長 日程3、議案第30号、専決処分の承認を求める件（岬町税条例の一部改

正) についてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

議案書の裏面をごらんください。

専決処分の理由につきましては、「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律」が、平成24年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、岬町税条例に所要の改正を行う必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年3月31日付で専決処分したものでございます。

今回の税条例の改正は、3年に一度の固定資産評価替えに伴う固定資産税に関する規定の改正及び関係法令の一部改正に伴う条項の改正が主な内容となっておりますが、この改正した条項がごらんのとおり多岐にわたっておりますので、本議案書とあわせて送付いたしております「岬町税条例の一部を改正する条例の概要」により、その改正内容を説明させていただきます。

なお、説明にあたりましては、主な改正内容ごとに要点のみをご説明させていただき、語句の変更や条項のずれに伴う改正箇所の説明につきましては省略をさせていただきます。

それでは、「岬町税条例の一部を改正する条例の概要」の「1. 主な改正内容」をごらんください。

まず、(1) 第36条の2においては、町民税の申告に関する改正を行っております。公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が寡婦(寡夫)控除を受けようとする場合の申告を不要とするものです。この改正規定は、平成26年1月1日以降の個人住民税について適用することといたしております。

次に、(3) 附則第10条の2においては、地域決定型地方税制特例措置、通称「わがまち特例」の導入に伴う改正規定を追加しております。これは、平成24年度税制改正におきまして、地方税の特例措置について、国が一律に定めていた内容を地方自治体が自主的に判断し、条例でその特例措置の内容を決定できるようにする仕組みを導入するものでございます。今回の地方税法の改正におきまして、固定資産税のうち、下水道除害施設及び特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設に係る償却資産についての課税標準の特例措置が対象となっております。

こうした法改正の背景を踏まえ、下水道除害施設に係る課税標準の特例措置については、その価格の4分の3とする。雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置については、その価格の3分の2とすることを条例で定めております。なお、この改正につきましては平成25年度課税分から適用されます。

次に、（６）附則第１１条の２においては、前回の評価替えと同様に、平成２５年度及び平成２６年度の据置年度におきましては、地価が下落していると認められる場合に、簡易な方法により、その価格の修正ができる特例措置を継続するものでございます。

次に、（７）附則第１２条においては、今回の評価替えに係る宅地等（商業地及び雑種地などを含みます。）この宅地等の負担調整措置につきましては、前回の評価替えと同様の内容とし、現行の負担調整措置の仕組みを３年延長するものでございます。ただし、合理性が低下した特例措置の見直しとして、負担水準９０％以上の住宅用地に係る据置特例につきましては、この改正条例の附則第３条第４項に規定するとおり、経過措置を講じた上で平成２６年度に廃止することといたしております。

裏面をごらんください。

次に、（８）附則第１３条においては、市街化区域内農地に係る負担調整措置については、前回の評価替えと同様の内容とし、現行の負担調整措置の仕組みを３年延長することとしております。

次に、（９）附則第１５条においては、先ほどの附則第１２条の改正に伴い特別土地保有税の課税標準の特例措置につきまして、現行の仕組みを３年延長することとしております。

次に、（１０）附則第２１条の２においては、一定の要件を満たす公益法人に係る固定資産税の非課税措置に係る規定を追加するものでございます。

これは、平成２０年の公益財団法人制度改革により、「公益法人」から「一般社団・財団法人」に移行することに伴い、非課税措置の対象外となる法人のうち、今回の法改正により図書館、博物館、幼稚園を設置する法人で一定の要件を満たす法人を「特定移行一般社団法人等」として、非課税措置の適用対象とする改正に伴い、この非課税措置の適用手続について必要な事項を規定することとしております。

次に、（１１）附則第２２条の２においては、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例に関する改正規定を追加しております。

東日本大震災により居住用家屋が滅失するなどによって、その居住用家屋の敷地の用に供されていた土地等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例に係る譲渡期限の要件を、災害があった日から７年（租税特別措置法の規定では３年となっております）、この７年を経過する日の属する年の１２月３１日までに譲渡の期限を延長する震災特例法の改正に伴う関係規定を追加しております。

なお、この期限延長の特例を受けるには、譲渡所得の確定申告の際に、当該確定申告書にこの

特例を受ける旨を記載する必要があります。

次に、（１２）附則第２３条においては、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例に関する改正を行っております。

東日本大震災において居住の用に供することができなくなった家屋に係る住宅借入金等特別控除と同震災の被災者の住宅の再取得等の場合の住宅借入金等特別控除とは重複して適用できる震災特例法の改正に伴う関係規定の改正を行っているところであります。

次に、２．附則といたしまして、この改正条例は、平成２４年４月１日から施行する。ただし、（１）の第３６条の２の町民税の申告に関する改正規定は、平成２６年１月１日から施行する。

また、（３）の附則第１０条の２、わがまち特例に関する改正規定は、平成２５年度以降の課税分から適用することといたしております。

以上が、「岬町税条例の一部を改正する条例」の改正内容についてご説明させていただきました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○川端啓子議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 概要をもってご説明をいただいたところではありますが、固定資産税にかかわって経過措置が設けられていて、それをあと２年間継続するという説明がありました。

現在、この経過措置の適用は住民の方でどの程度受けておられるのか、２年後に廃止されるということであれば、負担がふえるということになりましょから、そのあたりの懸念があるんですけれども、実態としてはいかがでしょうか。

○川端啓子議長 白井部長。

○白井財政改革部長 固定資産税の課税におきまして、特に評価額と、それに伴います課税標準額等に関係があるものにつきましては負担調整措置としてなだらかに税負担を上昇するような形の改正を引き続き３年延長するという形が今回の改正の内容でございます。

そうしましたら、本町におけます負担調整措置がどのような適用状況になっているのかということですが、まず住宅用地でございます。住宅用地につきましては、ご存じのとおり、面積２００平米までがその価格の６分の１を価格とするという形になっておりまして、それと課税標準額との開きを見るわけなんですけれども、近年の地価下落によりまして岬町の価格におきましては約９９％、約１％の住宅用地を除きましてすべて本則課税となっております、具体的に

は負担調整措置が設けられずにこの評価額に基づいて税額が計算されるとなっております。

それによりまして、例えばこの地価が下落をいたしますと、自動的に税負担につきましても下落率に応じた形で税負担が下がるという取り扱いとなっております。

このような200平米までの小規模住宅につきましては約99%、約1%が今回の負担調整措置によりまして引き続き5%程度の税額が上昇するというようなことになると思います。

また、その200平米を超えますそれ以外の住宅の用に供される土地につきまして、特に、一般住宅用地といいますけれども、それにつきましても約98%ということで、約2%の宅地につきましては引き続き負担調整措置が適用されるという状況でございます。

それによりまして、今回の平成26年度に廃止されます負担率が90%以上の宅地につきましては約1%という形で、岬町におきましては廃止されることによります税額負担の上昇として見込まれる宅地につきましては1%弱という形を想定しているところでございます。

あと、またあわせまして、農地等につきましても地価の下落等が反映されておきまして、約90%の土地が本則課税という形になっておきまして、残りの約10%程度の農地につきましては引き続き2.5%程度の税額の上昇が見込まれる、すなわち負担調整率が適用されると、そのような状況となっております。

○川端啓子議長 中原議員。

○中原 晶議員 割合としては少ないということかと思えますけれども、この方々にとっては負担が数年後ふえるということになりますので、これは上位法との関係で町としては、地方としては困難な部分はあるかと思えますけれども、何らかの措置についてもぜひ検討いただきたいと。

あわせて、町としては固定資産税について現在超過課税を行っているものを見直すという努力方向についても模索しているところであろうかと思えますので、固定資産税については少しずつでも軽減されるように努力を続けていただきたいと申し上げておきたいと思えます。

○川端啓子議長 中原議員の質問が終わりました。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 討論なしと認めます。

これより、議案第30号「専決処分承認を求める件(岬町税条例の一部改正)」を起立によ

り採決いたします。

本件は原案のとおり承認することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員)

○川端啓子議長 満場一致であります。

よって、議案第30号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

お諮りいたします。

暫時休憩したいと思います、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

暫時休憩します。

なお、全員懇談会を10時30分から第2委員会室で開催いたします。

理事者におかれましては、白井総務部長の出席をお願いいたします。よろしく申し上げます。

(午前10時21分 休憩)

(午前10時45分 再開)

○出口 実副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○出口 実副議長 日程4及び日程5については、私が議長の職務を行います。よろしくお願いたします。

日程4、「議長辞職の件」を議題といたします。

議長の川端啓子君から議長の辞職願が提出されております。

地方自治法第117条の規定により、川端啓子君の退場を求めます。

(川端啓子議長 退場)

○出口 実副議長 提出されております辞職願を朗読いたします。

平成24年5月10日

岬町議会副議長殿

岬町議会議長 川端啓子

「辞職願」

このたび、都合により岬町議会議長の職を辞職したいので、地方自治法第108条の規定によ

り、許可されるようお願い申し上げます。

お諮りいたします。

川端啓子君の議長の辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○出口 実副議長 異議なしと認めます。

よって、川端啓子君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

川端啓子君の入場を求めます。

(川端啓子議員 入場)

○出口 実副議長 ただいま、川端啓子君の議長の辞職が許可されましたので、ご報告申し上げます。

○出口 実副議長 日程5、選挙第1号「議長の選挙」を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○出口 実副議長 ただいまの出席議員は14名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に6番 竹内邦博君、7番 小川日出夫君、8番 竹原伸晃君を指名します。

投票は単記無記名です。

また、得票数が同数の場合は、地方自治法第118条の規定により準用する公職選挙法第95条の規定により、当選者はくじで決めることになっておりますので、念のため申し上げます。

では、投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○出口 実副議長 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実副議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○出口 実副議長 異常なしと認めます。

これより投票を行います。

議席番号順に投票を願います。

(投票)

○出口 実副議長 投票漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実副議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

これより開票を行います。

竹内邦博君、小川日出夫君、竹原伸晃君、立ち会いをお願いします。

(開票)

○出口 実副議長 選挙の結果を報告します。

投票総数14票。これは、先ほどの出席議員に符合しております。

そのうち、有効投票11票、無効投票3票です。うち、白票は3票でございます。

有効投票のうち、田島乾正君9票、竹原伸晃君1票、出口実君1票。

以上のとおりであります

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、田島乾正君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○出口 実副議長 ただいま議長に当選されました田島乾正君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知をします。

本来は、議長に当選されました田島乾正君のご承諾があったものとしてごあいさつをお受けするところではありますが、申し合わせにより、議会役員がすべて決定した後ということでご了承を願います。

新議長が決まりましたので、私の役目も終わりました。

田島議長、議長席にお着きを願います。

(臨時議長、議席に着く)

(新議長、議長席に着く)

○田島乾正議長 それでは、あいさつは後ほどということになっておりますので、議事を進めさせていただきます。

議事日程について、配付しております議事日程表のとおりとしたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

よって、議事日程は議事日程表のとおりとします。

○田島乾正議長 日程6「副議長辞職の件」を議題といたします。

副議長の出口 実君から副議長の辞職願が提出されております。

地方自治法第117条の規定により、出口 実君の退場を求めます。

(出口 実副議長 退場)

○田島乾正議長 提出されております辞職願を朗読いたします。

平成24年5月10日

岬町議会議長殿

岬町議会副議長 出口 実

「辞職願」

このたび、都合により岬町議会副議長の職を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により、許可されるようお願いいたします。

お諮りします。

出口 実君の副議長の辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

よって、出口 実君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

出口 実君の入場を求めます。

(出口 実議員 入場)

○田島乾正議長 ただいま、出口 実君の副議長の辞職が許可されましたので、報告します。

○田島乾正議長 日程7、選挙第2号「副議長の選挙」を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○田島乾正議長 ただいまの出席議員は14名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に10番 中原 晶君、11番 道工晴久君、12番 豊国秀行君を指名いたします。

投票は単記無記名です。

また、得票数が同数の場合は、地方自治法第118条の規定により準用する公職選挙法第95条の規定により、当選者はくじで決めることになっておりますので、念のため申し上げます。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○田島乾正議長 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○田島乾正議長 異常なしと認めます。

これより投票を行います。

議席番号順に投票願います。

(投票)

○田島乾正議長 投票漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

これより開票を行います。

中原 晶君、道工晴久君、豊国秀行君、立ち会いをお願いします。

(開票)

○田島乾正議長 選挙の結果を報告します。

投票総数14票。これは、先ほどの出席議員に符合しております。

そのうち、有効投票12票、無効投票2票です。うち、白票が2票です。

有効投票のうち、道工晴久君 9 票、出口 実君 2 票、和田勝弘君 1 票。

以上のとおりであります

この選挙の法定得票数は 3 票です。よって、道工晴久君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○田島乾正議長 ただいま道工晴久君が副議長に当選されましたので、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定により告知をします。

本来なら、副議長に当選されました道工晴久君のご承諾があったものとしてごあいさつをお受けするところではありますが、申し合わせにより、議会役員がすべて決定した後ということでご了承願います。

お諮りします。暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

なお、11 時 20 分から全員懇談会を開会いたしますので、よろしく参集してください。

理事者については、白井総務部長の出席をお願いしておきます。

暫時休憩します。

(午前 11 時 10 分 休憩)

(午後 3 時 03 分 再開)

○田島乾正議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

訂正の部分を報告いたします。ご了承願いたいと思います。

午前中に行われました日程 5、選挙第 1 号「議長の選挙の件」で投票を行い、投票総数 14 票のうち、有効得票 11 票に対する法定得票数が 4 票とありましたが、3 票と訂正いたしますので、その点、よろしくご了承願います。

お諮りします。

日程 8、選任第 1 号「常任委員会委員の選任」から日程 9、選任第 2 号「議会運営委員会委員の選任」、日程 10、選任第 3 号「特別委員会委員の選任」までの 3 件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

よって、日程8、日程9及び日程10の3件を一括議題とします。

常任委員会委員、議会運営委員会委員、特別委員会委員の指名について、委員会条例第7条の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付しました名簿のとおり、それぞれの委員に選任することに決定しました。

各委員会の委員が選任されましたので、それぞれの委員会の委員長及び副委員長が互選されるわけですが、ただいまより暫時休憩したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

暫時休憩します。

(午後 3時05分 休憩)

(午後 3時06分 再開)

○田島乾正議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に各委員会が開催され、それぞれの正・副委員長が互選されましたので、お手元に配付しました名簿をもって報告とさせていただきます。

○田島乾正議長 日程11、推せん第1号「農業委員会委員の推せん」を議題とします。

農業委員会議会選出委員の指名については、私から指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

地方自治法第117条の規定により、出口 実君の退場を求めます。

(出口 実議員 退場)

○田島乾正議長 それでは、指名させていただきます。

農業委員会委員に出口 実君を推せんしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

よって、農業委員会委員に出口 実君を推せんすることに決定しました。

出口 実君の入場を求めます。

(出口 実農業委員 入場)

○田島乾正議長 ただいま、出口 実君が農業委員会委員に推せんすることに決定しましたので報告します。

○田島乾正議長 日程12、選挙第3号「阪南岬消防組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推選とすることに決定しました。

指名については、私のほうから指名したいと思います。

これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

よって、私のほうから指名することに決定しました。

阪南岬消防組合議会議員に、総務文教委員会委員長の反保多喜男君、総務文教委員会副委員長の竹原伸晃君、議長の私、田島乾正を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました、反保多喜男君、竹原伸晃君、田島乾正を当選者と決定することにご異

議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました反保多喜男君、竹原伸晃君、田島乾正が、阪南岬消防組合議会議員に当選されました。

ただいま阪南岬消防組合議会議員に当選されました3名が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知をします。

私のほか2名の方、よろしく申し上げます。

○田島乾正議長 日程13、議案第31号「監査委員の選任について同意を求める件」を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、鍛冶末雄君の退場を求めます。

(鍛冶末雄議員 退場)

○田島乾正議長 本件について提案理由の説明を求めます。

町長、田代 堯君。

○田代町長 日程13、議案第31号、監査委員の選任について同意を求める件につきましてご説明申し上げます。

提案理由といたしまして、議会議員から選任の道工晴久氏が監査委員を退任されたので、鍛冶末雄氏を監査委員に選任したく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は人事に関することですので、討論を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

これより、議案第31号「監査委員の選任について同意を求める件」を起立により採決します。
本件はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 満場一致であります。

よって、議案第31号はこれに同意することに決定しました。
鍛冶末雄君の入場を求めます。

(鍛冶末雄監査委員 入場)

○田島乾正議長 ただいま、監査委員の選任同意が可決されましたので報告します。

○田島乾正議長 お諮りします。

日程14「総務文教委員会の閉会中の所管事務調査について」から日程15「厚生委員会の閉会中の所管事務調査について」、日程16「事業委員会の閉会中の所管事務調査について」及び日程17「議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について」までの4件について一括議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

よって、日程14から日程17までの4件は一括議題とすることに決定しました。

お手元に配付しております申出書のとおり、3常任委員長並びに議会運営委員長から、会議規則第75条の規定に基づき、それぞれの所管事務について閉会中の継続審査をしたい旨の申し出があります。

お諮りします。

3常任委員長並びに議会運営委員長からの申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

よって、それぞれ閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上をもちまして、すべての委員会構成が成立しました。

それでは、僭越ですが、新役員を代表しまして私のほうからごあいさつを申し上げたいと思いますので、降壇をお許し願います。

三役、各常任委員長、議会運営委員長さんは演壇のほうへお願いします。

(議長 降壇)

○田島乾正議長 大変貴重な時間にもかかわらず新旧議会の役選の改選に当たり、本当にご苦勞をかけていただき心から感謝いたします。

また、前任の議長さん、本当にこの1年間ご苦勞さまでした。敬意を表します。

そして、また前任の議長に変わらず私もこの三役、常任委員長、一生懸命住民のために議会運営を頑張っていきたいと思いますので、また諸先輩の方のご協力なくしては議会運営ができません。

ということで、一つ、一丸となって14名が住民のために町政の監視役、そして、いろんな具体策に対して決定する議会でございます。14名が力を合わせて、やはり行政の執行に対するいい面で審査して、住民の反映のために頑張りたいと思いますので、この新三役、そして常任委員長、また関係の特別委員会委員長に対してもご協力のほうを一つお願い申し上げまして、甚だ簡単でございますが、就任のあいさつといたします。

どうぞ、よろしく願います。

(議長席、各議席へ戻る)

○田島乾正議長 それでは、1年間、ご苦勞されました前三役、各常任委員長、議会運営委員長は演壇のほうへお並び願います。

前役員を代表しまして、川端啓子前議長からあいさつをお願いいたします。よろしく願います。

(前役員、演壇に立つ)

○川端前議長 皆さん、1年間ご協力、本当にありがとうございました。皆様のご協力のおかげで議会運営もスムーズにいき、そうして1年間無事に迎えることができました。

そして、本日は田島議長を初めとする新しい体制が誕生しました。本当におめでとうございます。また、1年間大変ご苦勞をおかけいたしますが、よろしく願います。

私たちもできる限り、また議会運営がスムーズに運ばれるよう、ご協力させていただきまして岬町のしっかり発展のために尽力していきたいと思いますので、よろしく願います。

本日はどうもありがとうございました。1年間ありがとうございました。

○田島乾正議長 前役員の皆さん、1年間本当にご苦労さまでした。

議席にお戻りください。

(各議席へ戻る)

○田島乾正議長 お諮りします。

以上をもって、本臨時会の会議に付された事件はすべて議了しました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

これをもって、平成24年第2回岬町議会臨時会を閉会します。

長時間にわたる慎重審議ありがとうございました。

(午後 3時17分 閉会)

以上の記録が本町議会第2回臨時会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成24年5月10日

岬町議会

議 長 田 島 乾 正

前 議 長 川 端 啓 子

議 員 奥 野 学

議 員 出 口 実